



環評審第11号
令和元年8月9日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



平成 29 年度新石垣空港整備事業に係る事後調査報告書の審査について
(答申)

平成 31 年 1 月 8 日付け沖縄県諮問環第 17 号で諮問のあったみだしのこと
について、別添のとおり答申します。



平成 29 年度新石垣空港整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

1 第1 ビオトープについて

第1 ビオトープについては、植栽樹の生長によりビオトープに緑陰が形成され湿潤な環境となり、オオハナサキガエルの生息・繁殖場所としての機能を有していることが確認されていることから、今後、植栽樹の生長の妨げになるおそれのある遮光ネット、金属支柱や植栽樹用の支柱などの人工物については、撤去させること。なお、撤去の際は、貴重種の踏みつけ、水の濁りの発生などの副次的な影響により、ビオトープの機能や生態系に影響を与えないよう、適切な撤去方法を選定させること。

2 新石垣空港整備事業の取りまとめについて

本審査会の現地調査時に、事業者からこれまで実施してきた調査結果や環境保全措置については、「環境レビュー及び環境保全措置として創出したビオトープ、人工洞、浸透池の管理計画を策定する予定である」との説明があった。本事業では、様々な環境保全措置が講じられており、また、人工洞や浸透池については、継続して維持管理する必要があることから、環境レビュー及び管理計画の策定後は、本事業に携わった関係各機関へ送付させるとともに、環境レビューや管理計画に基づき実施した管理の内容等については、ホームページ等で公表させること。